

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年2月10日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 飯塚義隆

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 ガス水道局総務課、経営企画課、供給計画課、浄水センター、東部営業所、北部営業所、南部営業所、管路課
- 3 監査の着眼点 工事入札及び請負事務等は適正か。  
ガスの販売の促進に関する事務は適正か。  
ガス導管のうち内管の白ガス管対策に関する事務は適正か。  
契約事務等は適正か。  
ガス及び水道の応急供給に関する事務は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和7年12月2日～令和8年1月27日

7 監査の結果 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 なし

(2) 注意事項 4件

補助金等交付事務に関する事 1件

契約事務に関する事 3件

(3) 要望事項 なし